工場・店舗等非住家の被害に対する見舞金のお知らせ

令和８年９月名古屋豪雨により被害を受けられた工場・店舗等の非住家を所有または賃借し、事業を行っている事業者の方に、次のように見舞金が支給されます。

１　支給対象

市内で事業を営み、

①　建物に半壊以上(※)の被害のあった事業者

または

※ 損傷程度 20%以上。準半壊や一部損壊は該当しません。

②　建物におおむね 50cm 以上の浸水があり、機械等の設備または商品等に被害のあった事業者

２　支給額

１事業者あたり　５０，０００円

３　支給方法

原則として口座振替

４　受付期間

令和８年 10 月 21 日（水）から令和８年 12 月 28 日（月）まで

５　お申し出・お問合せ先

被害のあった事業所の所在地の区役所総務課　　または

災害見舞金（非住家）申出フォーム　名古屋市電子申請サービス

https://www.city.nagoya.jp/bousaiportal/shien/1053805/1054624.html

名　古　屋　市